

様式第8号（第6条関係）

平成28年10月17日

薩摩川内市議会

議長 上野 一誠 様  
(会派代表者経由)

会派の名称

経理責任者氏名 小田原 勇次郎



政務活動費に係る収支報告書

薩摩川内市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、次のとおり、平成28年度政務活動費に係る収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 105,000円

2 支出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費	118,464	5/12～5/13 東京都千代田区・第8回日本自治創造学会研究大会（明治大学） 5/20～5/21 地域包括ケア特別講座（博多会場）
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
人件費		
事務費		
合 計	118,464	

3 残余の額

0円

- 注 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。  
2 領収書、活動報告書その他必要な書類を添付すること。  
3 会派に属さない議員の場合は、「会派代表者経由」の必要はないこと。  
4 会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」は記入しないこと。  
5 会派に属さない議員の場合は、「経理責任者氏名」とあるのは「議員の氏名」と読み替えること。

様式第9号（第6条関係）

平成28年10月17日

薩摩川内市議会  
議長 上野 一誠 様

会派の名称  
代表者名 小田原 勇次郎 

活動報告書

1 調査研究事業

- (1) 観察年月日
- (2) 観察地及び観察事項
- (3) 観察参加者

2 研修事業

- (1) 研修年月日
  - ア 平成28年5月12日（木）から13日（金）2日間
  - イ 平成28年5月20日（金）から21日（土）2日間
- (2) 研修地及び研修事項
  - ア 第8回2016年度日本自治創造学会研究大会  
(明治大学アカデミーコモン棟3階 東京都千代田区)  
地方が創る日本の未来～議会・住民・自治～
  - イ 地域包括ケア特別講座 一般社団法人行政改革推進協会主催  
(博多 リファレンス駅東ビル)
    - ① 地域福祉政策の立案に向けて  
～地方議員がいま取り組むべき課題 基礎編～
    - ② 地域福祉政策の実践に向けて  
～地方議員がいま取り組むべき施策 實践編～
- (3) 研修参加者  
小田原勇次郎議員

3 広報事業

4 広聴事業

5 要請・陳情活動事業

6 その他活動

注1 会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」は記入しないこと。

2 会派に属さない議員の場合は、様式中「代表者名」とあるのは「議員の氏名」と読み替えること。

平成28年5月31日

政務活動報告書

薩摩川内市議会

議長 上野 一誠 殿

薩摩川内市議會議員

小田原 勇次郎



政務活動における研修を実施したので、次のとおり報告します。

- 1 日 程 平成28年5月12日（木）・13日（金）（2日間）  
2 場 所 明治大学アカデミーコモン棟3階 アカデミーホール  
(東京都千代田区神田駿河台1-1)  
3 内 容 第8回2016年度日本自治創造学会 研究大会  
地方が創る日本の未来～議会・住民・自治～

【5月12日（木）】

(1) 地方議会人の挑戦－議会改革の実績と課題－

講師 明治大学名誉教授 中畠 章 氏

○住民の議会改革への関心は低いと言える。要因は、議会は権限があるにも拘わらず、首長の議会対策による事前の根回しにより、議会審議が形骸化していることがある。そのため、議会審議の透明化と説明責任を果たす必要がある。

(2) 国民国家の権限と地方分権

講師 東京大学名誉教授 神野 直彦 氏

○ヨーロッパの混乱状況によって、世界史が変わるおそれがある。それは、狭隘な国家主義へと変貌する可能性である。日本が取り入れたヨーロッパ社会モデルは、社会保障制度及び財政調整制度を肯定するものであった。今後日本は、世界の新たな公共空間を創り上げる任務がある。功利主義を乗り越え、日本の自治体モデルが世界の新たなモデルとなる可能性がある。

(3) ～新たな地方づくり～ 森・里・川・海と住民・議会・自治体

講師 環境省大臣官房審議官 中井 徳太郎 氏

○平成26年7月の中央環境審議会による意見具申

互いに影響し合い複合化する環境・経済・社会の諸問題にトータルに鋭く切り込む新たなアプローチとして「環境と生命・暮らしを第一義とする文明論的時代認識と真に持続可能な循環共生型の社会像の追究」というビジョンを策定し、6つの基本戦略を展開することとした。

#### (4) ~福祉でまちおこしを~ 国と連携する保育・医療・介護の取組み

講師 前厚生労働省事務次官 村木 厚子 氏

○少子化の進行と人口減少社会の到来・・出生率が上昇しても、親世代の人口減少、結婚適齢期人口の減少のため、人口増は望めない。

結婚や出産・子育てをめぐる国民の希望と現実との乖離・・乖離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和の度合い、育児不安などが指摘されており、出産・子育てと働き方をめぐる問題に起因するところが大きい。

雇用政策研究会報告書・・雇用政策の将来ビジョンは「仕事を通じた一人ひとりの成長と、社会全体の成長の好循環」。実現に向けた二つの軸は「社会全体での人材の最適配置・最大活用」「危機意識をもって「全員参加の社会」を実現」。

子ども・子育て関連法案（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ。

地域包括ケアシステムの構築について・・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について。

※福祉によるまちおこしの事例紹介

#### 【5月13日（金）】

##### (5) 地方自治の課題と再生

講師 株日本総合研究所 主席研究員 藻谷 浩介 氏

○東京の成長は、もう終わった。東京で増えるのは75歳以上の人口だけである。

大企業が利益を上げるために奔走し、子どもを無視してきた。

子どもが減らない努力を、ステップバイステップで。今生まれた子どもが死なないように。親の財力で子どもの数が決まっている現実。親に子育ての経済力がない。

子どもは単体であり、親の付属物ではない。社会全体で育てていかなければならぬ

##### (6) 地方財政の現状と将来

講師 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 小西 砂千夫 氏  
○地方財政制度の成り立ちとその展開・・地方交付税は、大きな国の形を支え統治論に帰結する。

地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成、普通交付税における投資的経費の算定方式の変遷、財務会計、地方公営企業の法整備、開発財政と財政再

建制度等の推移についての概要。

構造改革の時代はほぼ終了した。現在は、大きな経済の話になっている。  
(子育て支援のための財源 7000 億は、消費税を 10% に上げなければ無理である。)

#### (7) ~地方創生を考える~ 地方創生のあり方

講師 東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之 氏

##### ○ 「地方創生」「一億総活躍社会」と「希望出生率」論

威勢のいい政府・政党の「公約」は、実績のなさにより、反証されるはず。P D C A サイクル論、マニフェスト論、K P I (重要業績指標)も同様の発想。バカ正直にマニフェストを掲げると、実績達成の失敗が暴露されるため、①数値目標を掲げない、②次々に公約を上書き更新、等の手法をとる。

「希望出生率」とは、夫婦の意向や独身者の結婚希望等から算出したいい加減な政策目標である。

少子化対策を掲げる以上、目標は人口置換水準 2.08 以上でなければならぬという懸念がある。

私的な営みである出生に関して、国が目標を定めることが適切か?

国民には多種多様な希望または願望・欲求・要望などがある。

国民の希望には、地方への移住希望もある。・・地域のアプローチが重要。

#### (8) ~地方創生を考える~ 地方創生のとらえ方とその成果

講師 東京農業大学生物産業学部教授 木村 俊昭 氏

##### ○ (まちづくりの基本)

全体最適、価値共創、住民満足、費用対効果、循環型社会重視の思考、なかでも全体最適化が重要である。人財等をつなぐシステムを構築すること。

ア 産業・歴史・文化を掘り起こし、研ぎ、地場から「世界に向けて発信」するキラリと光るまちづくり。(地域の魅力を徹底的に探して、磨きをかける。)

イ 未来を担う子どもたちを地域が一体となって愛着心を持つよう育むひとづくり。

住民の声を広聴・傾聴し、対話を重視すべし。実学・現場重視の視点が重要。

(地場産業振興・事業構想のポイント)

ア 地場の主たる産業振興策(何を生業に暮らしているまちかを把握すること)

イ 地場に関連する起業(関連産業の創発)

ウ 企業誘致、人財招致

※ア→イ→ウの順番を間違えないこと。

(まちが動く、まちが変わるには)

3年が 1 サイクル(①から④を 2 回実践しよう。)

① 3ヶ月 現状と課題の把握、② 3ヶ月 課題解決策、先取り策構想

③ 6ヶ月 傾聴、広聴・対話しつつ、実践、④ 6ヶ月 検証・構想、実践

### (所感)

日本自治創造学会理事長 穂坂邦夫氏の冒頭挨拶の中で、これからは、自治体、首長、議員、職員のあり方が問われる時代であり、それぞれの役割分担の中で、機能を十二分に發揮していくこと、前例に従う時代ではない、大激変の中でどのような自治体を創るかが問われているとの問題提議がなされた。

ここで、岩波書店刊「自治体学入門」から引用する。(95~100頁から抜粋)  
※自治体の重要な役割は市民政府としての政策の立案と実行であるが・・自治体は「地域の経営主体」である。・・・「地域経営」とは、地域に住んでいる人々が共同して、将来にわたって安全で人間らしく豊かな生活を過ごす目的のために、地域にある資源を発見し、活用し、制御し、保全し、必要ならば他からも資源を導入して有効に組み合わせ活用し、地域を整備し、サービスを行って目的を達成してゆくことである。地域の資源には、土地、自然、人、資金、知恵、ノウハウ、仕組み、歴史、文化などがある。有効に資源を活用して効果的に目的を達成するという点では、地域経営も企業経営と同様だが、違うのは、目的が利益を上げることではなく、住民生活の向上と保全にある点である。・・・地域は経営の優劣により、豊かにもなり貧しくなる。地域は永続的なものであり、一時的な繁栄のために、未来を売り渡すような経営はできない。・・・・

地域経営の方法は多様だが、・・・まずは、地域情報を把握し整備することである。気象、土地利用、地形、地質、人口、歴史、産業、交通、文化、地域施設などの基本的なデータを整理し、誰でも利用可能な状態にしておく。・・・これらは市民が必要により常時利用できるように整理公開されている必要がある。

地域資源で最も重要なのは、地域を愛し、よりよくしたいという意欲ある人材である。本当に有能で活動的な人々は、いわれるまでもなく活動している。やる気のある人々は、型にはまった行政ペースの働きかけでは動かない。・・・自由に活動できる場を設定し、やる気を引き出し、人材を生かすのが地域経営のコツである。・・・・

総論ベースでは、自治体のあるべき姿が認識できつつあるのではないか感じるところである。しかしながら、自身の居住する自治体があるべき姿に向かって邁進しているかと考えたときに、多くの課題を抱えていると思量される。

自治体運営の主体となるのは、まず第1に市民であり、次いでその選挙で選ばれた首長、議員であり、また実質的に自治体を動かす職員である。これらの主体が、それぞれの役割を認識して活動することの重要性を、改めて強く認識することができた。これから自治体運営・まちづくりに真摯に取り組んでいきたい。

平成28年6月17日

政務活動報告書

薩摩川内市議会

議長 上野 一誠 殿

薩摩川内市議会議員

小田原 勇次郎



政務活動における研修を実施したので、次のとおり報告します。

- 1 日 程 平成28年5月20日（金）・21日（土）（2日間）  
2 場 所 リファレンス駅東ビル（福岡市博多区博多駅東1丁目16-14）  
3 内 容 地域包括ケア特別講座 主催 一般社団法人行政改革推進協会  
(1) 地域福祉政策の立案に向けて  
～地方議員がいま取り組むべき課題 基礎編  
(2) 地域福祉政策の実践に向けて  
～地方議員がいま取り組むべき施策 実践編  
講師瀬戸 恒彦 氏  
(公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長)

【5月20日（金）】

- (1) 地域福祉政策の立案に向けて  
～地方議員がいま取り組むべき課題 基礎編

(今後の高齢社会の展望)

- ア 2005年から2030年へ後期高齢者が倍増する。  
イ 団塊の世代が2025年に後期高齢者となる。  
ウ 大都市圏で迎える未曾有の高齢化  
→これまでの地方圏の対応の延長は無理。  
→社会的なイノベーションが必要である。

(高齢者施策の課題①)

- ア 認知症高齢者の大幅な増加（加齢とともに大幅に増加）  
→認知症が普通の社会

- イ 一人暮らし、夫婦のみ世帯が増加 →在宅ケアの概念の見直し  
→超高齢社会の生き方を切り開く必要性  
ウ 介護人材の不足 →人材の確保及び育成

(高齢者施策の課題②)

- ア 生活習慣病予防 →歩く、適正なダイエット  
イ 介護予防 →地域社会の中で居場所と出番を作る。閉じこもらない。  
ウ 虚弱期のケアシステムの確立 →地域包括ケアシステムの構築  
エ 元気な高齢者の社会参加 →シニアボランティア、シニア起業家の養成

- ・ボランティアの喜びが、健康につながっている。
- ・食のバランス、運動のバランス、社会との接点（参加）が健康の三要素。
- ・65歳以上でリタイアした人々が、皆で知恵を出し合って、よりよい地域社会を創っていくことが求められる。

(介護保険制度改革の概要)

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

ア 在宅医療・介護連携の推進 イ 認知症施策の推進

ウ 地域ケア会議の推進 エ 生活支援サービスの充実・強化

※全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定。

・医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現する。

・保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

・地域ケア会議の推進→地域の課題をしっかりと把握し、課題解決に向けた包括的な政策を形成し、P D C Aで取り組んでいく。

・生活支援サービスの充実・強化→市町村の責任において地域支援事業を実施する。既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、N P O、民間企業、ボランティアなど地域の主体を活用して高齢者を支援する。また、高齢者が支え手側に回ることもある。行政が旗振り役は行うが、実施の主役は住民であるべき。

② 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

(地域包括ケアシステム構築にむけて)

① 地域をマネジメントする視点→地域をマネジメントするためには、マネジメントサイクル（P D C A）を理解し、実践することが重要であり、また、「地域の課題を共有化」することが重要

② 自治体、住民、企業・N P Oの公民連携の視点→公民連携を進めるためには、共通の目標を設定し、お互いにプラスになる関係を作ることが重要。

③ 地域活性化の視点→地域福祉政策の目的は、高齢者や障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会を創ることにある。→そのためには、地域活性化の視点を持ち、地域住民がお互いに支え合い、助け合う意識を醸成することが必要となる。

④ 住民の力を地域福祉に活かす方策→地域包括支援センターを活動拠点に

## 【5月21日（土）】

### (2) 地域福祉政策の実践に向けて

～地方議員がいま取り組むべき施策 実践編

(コーディネーターと協議体の役割)

#### ① 生活支援コーディネーターの目的・役割等について

ア 設置目的→市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

イ 役割→生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発。サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築。地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング。

ウ 配置→常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律に限定せず、地域の実情に応じた多様な配置が可能であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

エ 資格・要件→地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。コーディネーターが属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適當。

#### ② 協議体の目的・役割等について

ア 設置目的→生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

イ 役割→コーディネーターの組織的な補完。地域ニーズの把握、情報の見える化の推進（アンケート調査やマッピング等の実施）。企画、立案、方針策定を行う場。地域づくりにおける意識の統一を図る場。情報交換の場、働きかけの場。

ウ 設置主体→設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

エ 構成団体等→行政機関（市町村、地域包括支援センター等）。コーディネーター。地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）。

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

（地域包括ケアシステム構築へ向けた取組事例）

※先進事例を学ぶ必要はあるが、地域包括ケアシステムは各地域の持つ地域性に基づき、住民が求めるサービスを提供できるシステムづくりが重要である。

ア 東京都世田谷区の取組→地域包括ケアシステムの5つの要素をバランスよく取込んだ特徴的な取組み。区民主体のまちづくりや地域活動団体・NPO・事業者等との協働を推進しており、住民主体の地域活動が活発に行われている。→地域包括ケアシステムのモデルとなっている。

イ 新潟県長岡市の取組→長岡駅を中心とするエリアに、13カ所のサポートセンターを設置。サポートセンターごとに、住まい・医療・介護・予防・生活支援などのサービスを組み合わせて一体的に提供。

ウ 鳥取県南部町の取組→高齢者、障がい者等が、地域住民とのつながりの中で、可能な限り地域で暮らせる住まいをモデル事業として実施。→既存資源を活用した共同住宅による低所得者の住まいの確保。

エ 千葉県柏市の取組→在宅医療を推進するため、行政（柏市）が事務局となり、医師会をはじめとした関係者と話し合う体制を構築し、関係作りとルール作りを行う。→行政と医師会の協働による在宅医療の推進と医療介護連携。（柏市モデル）

オ 三重県四日市市の取組→社会福祉法人と地域組織の協働により日常生活支援体制を構築。地域住民・自治会が主体となって地域完結型の安価な日常生活支援サービス提供システムをスタートしている。

カ 大分県竹田市の取組→高齢化率が40%と非常に高いため、介護保険外のサービスの開発と、それを活用した介護予防と自立生活支援を実施。→介護予防事業により自立度が高まった高齢者が、介護予防事業や生活支援サービスの新たな担い手となる循環を創出。

キ 埼玉県川越市の取組→認知症の人と家族を地域で支える、認知症支援対策の推進。→正しい知識の普及・周囲の理解の促進。認知症の人・家族に対する継続した支援。

ク 鹿児島県大和村の取組→住民自ら考えて、取組を行う。地域支え合いマップづくりをきっかけに、住民主体の介護予防と生活支援の取組が連鎖。

（地域包括ケアシステム構築に取り組むために）

① 取組体制の構築

ア 市長の熱意、イ 市役所所管課の連携と協力、ウ 地域の介護・福祉事業所との連携、エ 地域医師会との連携、オ 地元大学との連携

② 課題の把握

- ア 高齢者のニーズ、イ 障がい者のニーズ、ウ 住民・地域の課題
- エ 社会資源の課題、オ 支援者の課題

③ 地域ケア会議の開催

④ 市民などの積極的参加

- ア 地域で活動する市民団体の育成、イ 既存事業との連携
- ウ 大学や社会福祉協議会との連携

(所感)

地域福祉政策における、地方自治体が今後担うべき役割が十分に理解できた。地域包括ケアシステムを構築するに当たっては、いかに地域支援事業を充実させていくかが大きな課題である。

新しい公共のあり方である公民連携の仕組みを作り上げるためには、人づくりが非常に重要である。地域の課題をしっかりと把握したリーダーを育成し、公民連携を進めるための共通の目標を設定し、お互いにプラスになる関係を作ることが重要である。更には、関係者だけでなく地域住民が地域の課題を共有し、地域の社会資源を把握して、どのような連携をして新しい価値を創出するか常に考えることが重要である。

本市では、平成27年度は1地区コミで、平成28年度は15地区コミにおいて高齢者介護予防コーディネート事業が市からの委託事業として実施されている。また、平成29年度からは全ての地区コミでの導入が検討されている。この事業は、自治会長、民生委員、健やか支援アドバイザーといった限られた役員等だけの取組とするのではなく、地区住民が地域支援事業の担い手として自覚を持って取組に参画する体制づくりが必要不可欠である。

これからどのようなコミュニティづくりを行わなければならないかを真剣に考えさせられる充実した研修であった。